

危険なブロック塀等の撤去費用を補助

■建設課（吉備庁舎）

危険なブロック塀等の倒壊による避難路の寸断を防ぐため、当該ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

●補助対象となるブロック塀等

- ・道路等に面しているものまたはブロック塀等の高さが道路等の境界線までの水平距離を超えるもの
- ・ブロック塀等の高さが道路面から 60cm 以上であるもの
- ・点検表の点検項目の内容に適合しない項目が 1 つ以上あること
- ・公共補償費の対象となっていないもの
- ・当該ブロック塀等について関連または重複する補助金等の適用がないもの

※「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀、土塀その他これらに類する塀をいいます。

※「道路等」とは、国・県・町が管理する道路（里道を含む）、その他公衆の用に供する道路をいいます。

※民地同士の境界にあるブロック塀等は、補助対象外です。

●補助対象事業／次のいずれかに該当する工事

- ・補助対象となるブロック塀等の全部を撤去する工事
- ・補助対象となるブロック塀等の一部を撤去し、撤去後の高さが 60cm 未満とする工事

※補助対象となるブロック塀等が幅員 4m 未満の道路等に面している場合は、当該ブロック塀等の全部を撤去する工事のみが対象となる場合があります。

●補助金額

- ・ブロック塀等の撤去に要する費用または町が定める標準工事費のうちいずれか低い金額の 3 分の 2（上限 10 万円）

●補助対象者／次のいずれかに該当する者

- ・補助対象となるブロック塀等の所有者（地縁団体以外の法人を除く。以下同じ。）
- ・補助対象となるブロック塀等の所有者から当該ブロック塀等の撤去工事について承諾を得た（以下、「所有者から承諾を得た」という。）土地の所有者
- ・所有者から承諾を得た補助対象となるブロック塀等の管理者
- ・所有者から承諾を得た親族関係にある者
- ・所有者から承諾を得た当該地域の自治会または自主防災組織

●申し込み方法／申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

●申請書の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）

※申請書は、町ホームページからも取得できます。

●受付期間／5 月 7 日（水）～ 12 月 19 日（金）

※役場開庁日時に伴う。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

※期間中であっても予算上限に達し次第、締め切ります。

※着手後の申請は受け付けません。

家具を凶器にさせないために 「家具転倒等防止対策支援事業」

■総務課（吉備庁舎）

地震による負傷者の約 3 割から 5 割が家具の転倒などによるものです。町では、家具の転倒などによる被害の防止と軽減を図るため、家具固定を支援しています。

●事業内容

対象 1 世帯あたり家具 3 台まで家具固定を行います（事業はシルバー人材センターに委託）。

●対象者／次の 2 項目に該当する方

①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方

②次のいずれかに該当する世帯

- (1) 65 歳以上の人だけで構成されている世帯
- (2) 要介護 3 以上の判定を受けている人が属する世帯
- (3) 障害者手帳を有する人で、障害の程度が 1 級または 2 級の人が属する世帯
- (4) 療育手帳を有する人で、障害の程度が A 判定の人が属する世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人が属する世帯

(6) 特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯

(7) 前述の 6 項目に準じる状態で、町長または自治会などが必要と認める世帯

●費用負担

原則、個人負担はありません。

ただし、取り付け金具などの費用が 1,000 円を超過した場合、超過分は個人負担となります。

●申し込み

- ・受付期間／令和 8 年（2026 年）2 月 27 日（金）まで
- ・受付場所／総務課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局総務政策室

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても予算上限に達し次第、締め切ります。